

教員養成を取り巻く高等教育に関する近年の提言

① 「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて」（抜粋）

（平成29年8月29日 国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議）

3. 課題に対する対応策

各大学には、これらの対応策と教員需要の長期的な推移などの地域の実情を踏まえ、自らの課題解決につながる多様な手段を講じる努力が求められる。その際、エビデンスに基づく課題の解決につなげるという実効性を担保するため、自らの課題の解決に向けた目標の設定とそれに対応した教育活動の実行に努め、その結果を検証・評価し着実に改善する、目に見える形のPDCAサイクルを確実に回すべきである。

（3）質の保証、評価についての対応策

【中長期的な方針】

①教員養成課程の評価

○大学教育の質保証は、第一義的には各大学における内部質保証によって行われるものであることを踏まえ、国立教員養成大学・学部は、教員養成課程における自己点検・評価の仕組みを構築し、内容の充実を図り、広く社会に自らの役割や存在意義が明確に理解されるよう、自己改革能力を高めること。

○日本教育大学協会や先進的な大学の主導により、教員就職率に加えて、各国立教員養成大学・学部（附属学校を含む）の教育活動の成果や実効性を、エビデンスで示すための統一的な指標（学生一人当たり学校現場での実習時間、実務家教員の割合、教科横断的な教員養成カリキュラムの開設状況、既卒者も含む各大学出身者の教員就職状況等）の作成と活用が期待される。

【早急に対応すべきこと】

①実態の把握・分析

○国立教員養成大学・学部は、学生及び現職教員である卒業生に対する教員養成カリキュラムの満足度や有効性等についての学生アンケート、卒業生・校長・教育委員会等に対するアンケートを継続的に行うなど、自らの教員養成カリキュラムの実態を把握・分析・可視化するためのIR機能の強化を図り、教員養成カリキュラムの質の確保・向上に努めること。

(5) 外部との連携についての対応策

【早急に対応すべきこと】

- 国立教員養成大学・学部は、教育委員会や学校現場のみならず、企業や経済団体等の多様な機関と連携・協働した実社会とのつながりを踏まえた教育や研究にも取り組むなど、教員養成課程の実践性を高めること。

(8) 組織・体制についての対応策

【教員養成機能の強化と効率化】

- 教育課題の複雑化・高度化が進む中で教員養成機能を向上させるためには、十分な予算と優秀かつ多様な人材の確保が不可欠である。一方、各都道府県・政令指定都市の教員の年齢構成や少子化の傾向を踏まえると、今後、教員需要が減少傾向にあると考えられる中で、ほぼ全都道府県に置かれている国立教員養成大学・学部が現在の組織や規模のままで機能強化と効率性の両方を追求することは困難である。よって、関係自治体と連携強化し、地域の教員需要の推移に応じて教員養成課程の入学定員を見直すとともに、小規模になる教員養成機能を、県内あるいは県を越えた国公立大学との間で連携・集約することにより、機能強化を図ることの検討が必要な時期に至っている。
- 中央教育審議会においても、現在、平成 29 年 3 月 6 日の「我が国の高等教育に関する将来構想について」の諮問を受けて、今後の高等教育全体の規模も視野に入れた地域における質の高い高等教育機会の確保の在り方について、国公私立の設置者別の役割分担の在り方や国公私立の設置者の枠を超えた連携・統合等の可能性なども念頭に置きつつ検討が進められている。
- このような状況を踏まえ、各国立教員養成大学・学部は、平成 25 年 12 月の「ミッションの再定義」以来取り組んできている教員就職率や県内における教員養成の占有率の引き上げ等の機能強化の達成状況の分析・検証を進め、大学の限られた資源を確実に教員を輩出することに振り向けるため、関係自治体とも十分協議しつつ、主として今後の各地域の長期的な教員需要の推移等に基づいて入学定員を見直し、第 3 期中期目標期間中（平成 33 年度末まで）に一定の結論をまとめるべきである。
- また、各大学は、国民の期待に応える教員養成機能の強化と効率化を着実に実現することを目指して、「ミッションの再定義」や第 3 期中期目標・中期計画に示した取組や数値目標等を踏まえつつ、当該大学ならではの特色をより強く発揮するとともに、例えば、以下の取組を検討し、第 3 期中期目標期間中（平成 33 年度末まで）に一定の結論をまとめるべきである。
 - ① 同一県内や近隣の国公立大学との間で連携・協力して以下を行うこと。
 - i) 採用者数が少ない教科あるいは各大学が強みや特色を持つ教科などの養成機能を特定の大学に集約することにより、機能強化と効率化を図ること

- ii) 複数大学が資源を出し合って一つの共同教育課程を設置して教員養成を担うことにより、各大学がともに機能強化と効率化を図ること
- ② 同一県内ないし近隣の総合大学と教員養成単科大学が統合することにより、機能強化と効率化を図り、ある程度の規模の中で、総合大学の多様な資源を活用しつつ教員養成の深い専門性を生かした教員養成を行うこと
- ③ 都道府県をまたいで存在する複数の教員養成単科大学同士が統合することにより、機能強化と効率化を図り、教員養成の深い専門性に幅広さと広域性を加えた、全国の教員養成を専門的にリードする拠点となる大学となること
- ④ 都道府県をまたいで存在する総合大学の教員養成学部同士が統合することにより、機能強化と効率化を図り、資源の集中による教員養成機能の充実や新学部の開設等を通じた社会のニーズに応える大学となること
- 上記の検討に当たっては、学部と教職大学院の一貫性の強化を図る仕組みとして、平成 31 年度から施行される専門職大学制度が目指す方向性を参考に、深く専門の学芸を教授研究することを維持しつつ、地域や教育界・産業界と連携した高度な実践力と豊かな創造力を有する教員を養成する方法を取り入れることも考えられる。
- 国は、上記の入学定員の見直しや連携・統合等の取組を志向する大学に対して、その促進のために財政面も含めた支援を検討するとともに、各大学が教員養成機能の強化を図りつつ効率化も図るための仕組みとして、以下について検討するべきである。
- i) 一人の教員を複数の大学が専任教員としてカウントできるようにするための大学設置基準の改正
- ii) 各大学の学部等の教育課程に必要な授業科目を他の大学と分担することができるようにするための大学設置基準の改正

【附属学校の機能強化と効率化】

- 各大学において、平成 25 年 12 月の「ミッションの再定義」や第 3 期中期目標・中期計画における記述とその成果を基に、附属学校の現在の規模や学校数等が適当かを検証した上で、新たに、各附属学校間の役割分担や教育・研究の成果の具体的な還元方法、その効果の最大化のための入学者選考の方法等を検証し、第 3 期中期目標期間中（平成 33 年度末まで）に一定の結論をまとめるべきである。

大学や附属学校の組織・体制について、平成 33 年度末までに一定の結論をまとめるためには、他大学との相談・調整や設置認可の手続きその他に時間を要することを十分考慮に入れ、各大学は早急に検討に着手する必要がある。

なお、「平成 33 年度末まで」とは、対応可能なことは即座に開始するとともに、一定の時間を要する中期的な対応であっても、遅くとも 33 年度末までには結論をまとめるべきという趣旨である。

②「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（抜粋）

（平成30年11月26日 中央教育審議会答申）

Ⅱ. 教育研究体制－多様性と柔軟性の確保－

3. 多様で柔軟な教育プログラム

（多様で柔軟な教育プログラム）

各大学等が多様な教育プログラムの提供を実現するため、時代の変化に応じ、従来の学部・研究科等の組織の枠を越えて、迅速かつ柔軟なプログラム編成ができるようにすることが必要である。これにより、例えば学部・研究科等の組織の枠を越えて幅広い分野から文理横断的なプログラムの編成等が可能となる。

その際、適正な履修ガイダンスを前提として、学生が、所属する学部・研究科等の組織を越えて、幅広い授業科目の中から柔軟に選択できるようにするなど、学修者の視点から履修の幅を広げるような取組も重要である。

また、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有することで、一つの大学では成し得ない多様な教育プログラムを提供することができるよう、単位互換等の制度運用の改善を行うことも必要である。

4. 多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

さらに、これらの各大学におけるマネジメント機能や経営力を強化する取組に加え、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有すると同時に教育研究機能の強化を図るため、一法人一大学となっている国立大学の在り方の見直し、私立大学における学部単位等での事業譲渡の円滑化、国公立の枠組みを越えて大学等の連携や機能分担を促進する制度の創設など、定員割れや赤字経営の大学の安易な救済とならないよう配慮しつつ、大学等の連携・統合を円滑に進めることができる仕組みや、これらの取組を促進するための情報の分析・提供などの支援体制の構築など実効性を高める方策について検討することが必要である。

Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表－「学び」の質保証の再構築－

（大学が行う「教育の質の保証」と「情報公表」）

大学教育の質を保証するためには、第一義的には大学自らが率先して取り組むことが重要である。このため、各大学においては、それぞれの「学位プログラム」

レベルのみならず、全学的な内部質保証を推進することが求められる。

一方、国としては、教学面での改善・改革に係る取組を促すなど、教学マネジメントの確立の支援を一層進める必要がある。教学マネジメントの確立に当たっては、各大学が学長のリーダーシップの下で、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（以下「三つの方針」という。）に基づく体系的で組織的な大学教育を展開し、その成果を学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度に則って点検・評価を行うことで、不断の改善に取り組むことが必要である。なお、大学が教育を実施する際には、個別の教育改革に係る手法を効果的に活用することが重要である。